

令和7年度「事業承継広報業務」仕様書

1 目的

県内中小企業の経営者や地域関係者等に対し、事業承継の必要性・重要性等を周知し、認識を高めてもらうことで機運を醸成するため、事業承継の支援機関である「青森県事業承継・引継ぎ支援センター」（以下「センター」という。）の紹介等を行うテレビCM、新聞広告及びインターネット広告を実施することで、円滑な事業承継を促進する。

2 委託業務名

令和7年度「事業承継広報業務」

3 委託期間

契約日から令和8年1月30日（金）までとする。

4 委託業務の内容

（1）広告用動画の制作

- ①県内の中小企業・小規模事業者の経営者、親族、従業員や地域の関係者等に対し、事業承継の必要性・重要性とセンターをPRする動画を1本制作すること。
- ②動画の内容は、センターが行っている事業承継支援について、継がせる側の売り手のみならず、継ぐ側となる買い手も支援していることを周知することで意識啓発を行い、事業承継の機運醸成が図られる内容とすること。
- ③広告用の動画は制作過程において、発注者の指示に従い、適宜確認を受けること。
- ④制作した広告用動画はデジタルデータとし、電子記録媒体に記録して、テレビCMを放送する民間放送事業者へ納品する2日前（土日祝日は含まない）までに発注者へ1部提出し最終確認を受けること。

（2）テレビCMの放送

①放送局

青森県内の民間放送事業者3局（青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社）

②放送期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）までの間、3局のうち1社以上で1日1回以上放送すること。

③放送時間帯

- ア 特Bランク 15本以上
- イ Bランク 8本以上
- ウ Cランク 8本以上

なお、テレビCM放送の時間帯は、県内中小企業・小規模企業者向けのCMであることを考慮し、効果的に周知できる時間帯とすること。

- エ 放送に係るテレビ局との連絡・調整を行うこと。

(3) 新聞広告デザインの制作

- ①事業承継の必要性を周知し、「青森県事業承継・引継ぎ支援センター」を紹介するため、青森県内の3紙（東奥日報、デーリー東北、陸奥新報）に掲載する新聞広告デザインを1種類制作すること。
- ②デザインは、3段1/2カラーで制作すること。
- ③校正作業は、県が校了と判断するまで行う。

(4) 新聞広告の掲載

- ①(3)で制作した新聞広告デザインを、発注者が指定する期日に県内の新聞3紙（東奥日報、デーリー東北、陸奥新報）へ3段1/2モノクロで10月に1回掲載すること。
なお、具体的な掲載日は別途指示する。
- ②掲載に係る新聞社との連絡・調整を行うこと。

(5) インターネットを活用した広告

- ①Y o u T u b eを活用し、ターゲットユーザーに適切なタイミングで動画広告を表示すること。
- ②その他、一般的に利用率が高いインターネット広告（I n s t a g r a mやL I N E等、インプレッション数やクリック数等による効果測定が可能なもの）について発注者と受注者で協議の上、広告を表示すること。
また、必要に応じて動画や画像を作成するとともに、アカウントが必要な場合には、受注者が作成すること。
- ③インターネットを活用した広告に係る実施期間は10月1日から11月30日までとする。
- ④効果測定
インターネットを活用した広告については、月次で傾向を分析して発注者に報告すること。

(6) 肖像権等について

作成した広告用動画及び新聞広告デザインについて、肖像権や著作権について必要な手続を行うこと。

※撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映(Y o u t u b e等へのアップ、テレビ局等への提供・貸出を含む。)に当たり、肖像権等に係る新たな費用を発生させないための事前処理を含む。

5 その他

- (1) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (2) 受注者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、動画等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）

及び所有権は全て県に帰属するものとし、県が自由に二次使用できるものとする。

- (3) 受注者は本著作物について、発注者並びに発注者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承した者に対し、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。